



日本共産党
みうら とおる
三浦 徹



子どもたちに寄り添う「特別支援教育支援員」の増員を

議員 小中学校で医師等の診断を受け、「個別の教育的ニーズ」や「学習場面で困難さ」を持った児童生徒数は何人か。また、特別支援学級の設置数は。小中学校別に答弁を求める。

教育長 市内、小中学校の児童生徒の中で医師の診断を受けている人数は、小学校845人、中学校195人であり、その内通常学級に在籍している児童は小学校501人、中学校119人である。特別支援学級の設置数は小学校47学級、中学校28学級である。

議員 「個別の教育的ニーズ」や「様々な困難さ」に応じて児童生徒に寄り添ってアドバイスや支援をおこなう「特別支援教育支援員」が配置されているが、何人の配置で、学校からの要望は何人であったのか。また、小学校にお

ける「自閉症・情緒障害特別支援学級」では、1学級の中に1年生から6年生までの3学年、4学年にまたがって学級編成をしている学級があると認識している。一人の教師が3学年以上にまたがった学級で、「個別のニーズ」や「困難さ」に応じて指導していくには限界がある。このように3学年以上でまたがって編成されている学級は何学級あるか。

教育長 「特別支援教育支援員」は、市費での配置が65人。県費での配置が8人。学校から要望された人数は120人。学級編成において3学年以上にまたがっている学級は小学校47学級中25学級、中学校では14学級中3学級ある。

議員 このような学級実態がある中で一人一人の児童生徒の「困難さ」や「個別のニーズ」に対応していくために、「特別支援教育支援員」の学校要望に応じた増員配置を要求する。

教育長 引き続き検討していく。また、教育的ニーズに応えられるように教育の質を高めていく。

請願を採択しました

尾道市及びその関係機関における行政書士法の遵守並びに行政手続法及び行政手続条例の遵守に関する請願

広島県行政書士会は、尾道市議会に対し、地方自治法第124条の規定に基づき、次の事項について請願いたします。

- 1 尾道市民の権利等が毀損されることの無いよう、行政書士法の遵守の徹底を関係機関に指導していただきたいこと。
- 2 許認可申請等に関して、公正であり、かつ透明性のある行政サービスが行われるよう、行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を関係機関に指導していただきたいこと。

意見書

9月定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（要約）

政府において、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組みされるよう強く要望する。

- 1 ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 「安全運転サポート車」に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗り合いタクシーの導入などのさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における公共交通機関等の割引制度などを支援すること。